

被保険者各位

平成 23 年 6 月 2 日  
大阪市北区中崎西二丁目 4 番 12 号  
TEL:06-6373-4300 FAX:06-6373-4340  
ダイキン工業健康保険組合  
(担当: 吉田 7-21-3973)

## **東日本大震災により被災した方の医療機関窓口での取り扱いについて**

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等により、被災された方々が医療機関等で治療を受けられる場合、「保険証提示無しでの受診」「住家全壊者等への窓口負担の免除」が適用されております。

厚生労働省からの事務連絡により、平成 23 年 7 月 1 日より下記の通り医療機関窓口での取り扱いが変更されることとなりましたので、ご連絡申し上げます。

### **1. 医療機関等での保険証の提示が必要になります**

保険証を紛失された方は、EDEN-Plus での再交付申請をお願いします。  
再交付申請後に健保からお送りする「再交付申請書」の「滅失理由欄」に「震災の為」と記入下さい。再交付手数料の入金は不要です。  
(EDEN-Plus を利用できない方は、健保組合までお問い合わせ下さい)

### **2. 医療機関等での窓口負担が免除となるためには、ダイキン健保発行の「一部負担金等の免除証明書」の提示が必要となります**

下記に該当されることを申し出されたことにより、窓口負担が免除されている方については、添付の「健康保険一部負担金等免除申請書」に必要事項を記載のうえ、証明書類(※)を添付し、「Hシ ダイキン健保」まで送付下さい。  
免除となるのは、平成 24 年 2 月 29 日まで(入院時食事療養費及び入院時生活療養費は平成 23 年 8 月 31 日までを予定)です。  
※) 証明書類の入手が困難な場合は、健康保険組合までご相談下さい。

#### **【対象者】**

- (1) 災害援助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震の発生以降、他市町村に転出した方を含む)であり〔対象地域詳細は 2 頁参照〕、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
  - ① 住家が全半壊(全半焼)された方
  - ② 主たる生計維持者(被保険者)が死亡又は重篤な傷病を負われた方
  - ③ 主たる生計維持者(被保険者)の行方が不明である方
  - ④ 福島原発の避難指示地域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方
  - ⑤ 長期避難世帯となられた方
  - ⑥ その他①～⑤に準じた事情がおありの方

以上

〔窓口負担免除の対象となる地域（平成23年5月23日現在）〕

- ① 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村（東京都を除く。）のうち、岩手県全34市町村、宮城県全35市町村、福島県全59市町村、青森県八戸市、上北郡おいらせ町、茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬群利根町、栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、千葉県旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市、習志野市、我孫子市又は浦安市
- ② 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村（東京都を除く。）のうち、長野県下水内郡栄村、新潟県十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町
- ③ 被災者生活再建支援法（平成15年法律第66号）の適用市町村のうち、青森県三沢市、三戸郡階上町、茨城県古河市、結城市、栃木県足利市、千葉県銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡多古町、香取郡東庄町又は山武郡横芝光町